

紹介手数料の返戻金制度について

採用決定者が入社後、本人の責めに帰すべき事由により 90 日以内に退職した場合には、その期間に応じて以下の割合で、支払われた紹介手数料を返還するものとします。

算出方法： 就業開始後 30 日未満の場合・・・80%返還
就業開始後 60 日未満の場合・・・50%返還
就業開始後 90 日未満の場合・・・30%返還
就業開始後 90 日超・・・・・・・・返金なし

ただし、返戻金制度は求人者と当社の間で別の定めをする場合があります。

以上

株式会社 ヒューテック
許可番号 41-ユ-300016